

茨城大学人文学部と常陸太田市との地域連携に関する協定書

茨城大学人文学部（以下「甲」という。）と常陸太田市（以下「乙」という。）は、相互に連携協力して、地域の発展と人材の育成を図るため、次の条項により協定を締結する。

（事業）

第1条 甲と乙が連携・協力して行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- （1）地域特性を生かした産業の振興とまちづくりの推進
- （2）地域の発展に寄与する人材の育成
- （3）人的交流の促進による地域コミュニティの活性化
- （4）地域の政策課題に関する共同研究の推進
- （5）その他地域連携推進に必要な事項

（実施の方法）

第2条 前条に掲げる事業を実施するに当たっては、甲・乙で協議のうえ行うものとし、必要に応じて専門ワーキンググループを設置することができる。

2 前項に規定する専門ワーキンググループは、甲・乙から選出された者をもって組織する。

（経費の負担）

第3条 活動に係る経費の負担については、個別事業ごとに甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の3か月前までに甲・乙いずれからも何らの意思表示がないときは、協定期間はさらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月24日

甲 茨城大学人文学部
学部長

伏見厚凡郎

乙 常陸太田市
市長

大久保太一